別紙

総合評価基準表

離婚後の子の養育計画に関する調査研究業務

項目番号	評価項目		評価基準	配点		沼田局付		太田局付		廣瀬局付		松波局付		西川補佐官	
				基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点	基礎点	加点
1	全般		業務の目的及び業務の内容を理解した上で記載がされており、業務の目的を達成するための調査研究の実施方法及びその理由について適切かつ効果的・効率的なものが提案されていること。	－	6	－		－		－		－		－	
2	業務内容	離婚後の子の養育計画に関する諸外国の法制度や運用、我が国の民間団体等の取組の調査研究	離婚後の子の養育計画について、各国の法制度や運用・国内民間団体の先進的取組などについて、法学、心理学等の知見に基づく比較検討を行うこと。また、調査結果は、モデル養育計画案の作成に役立つよう、それぞれの特徴や我が国に導入する際の課題などについて分かりやすく取りまとめること。以上を実施するための具体的な提案がされていること。	－	8	－		－		－		－		－	
3		モデル養育計画の作成及び支援・情報提供の在り方についての提案	我が国の現状や法制度（改正予定の内容を含む。）を踏まえたモデルとなるような離婚後の子の養育計画の在り方（記載すべき項目、記載の程度、法的効果など）、離婚当事者が子の養育計画を作成するために必要な支援や支援する側からの情報提供の在り方について、学際的な検討を行うための具体的な提案がされていること。	－	6	－		－		－		－		－	
4			モデル養育計画は、試行・効果検証に先立って、現行法を前提にしたものを作成し、法改正がされた場合には、最終的に、改正内容を踏まえたものを作成し、それぞれに対応した支援や情報提供の在り方についても提案すること。モデル養育計画が、我が国の利用者の特性を踏まえた使い勝手の良いものとなるよう配慮すること。以上の作業内容を正しく理解し、今後の作成・提案に向けた具体的で効率的な提案がされていること。	－	10	－		－		－		－		－	
5		モデル養育計画（現行法対応版）等の試行・効果検証	地方自治体又は民間団体合計3つ以上の団体（協力自治体等）を選定し、合議体及び当省の承諾を得た上で、当該協力自治体等と連携して試行・効果検証業務を行うこと。 協力自治体等における住民又は民間団体利用者へのモデル養育計画（現行法対応版）等の提供方法、検証項目、検証方法等については、業務の目的を達成するために適切かつ効果的な方法等とすること。 受注者は、効果検証にできるだけ多くの住民等に参加いただけるよう、協力自治体等の意向も踏まえながら、効果的な促進策を提案すること。 以上の作業内容を正しく理解し、具体的で効率的な提案がされていること。	－	10	－		－		－		－		－	
6			効果検証の実施で得られた情報を基に、モデル養育計画等の効果及び課題等に関する調査・検証を行い、その結果及び分析を報告書にまとめて提出すること。	○	－	○		○		○		○		○	
7		離婚後の子の養育計画の作成の手引きの取りまとめ	効果検証の結果及び分析に基づき、モデル養育計画（現行法対応版及び改正法対応版）を改良し最終案を作成し、提出すること。	○	－	○		○		○		○		○	
8			養育計画の作成を促すため、報告書において、分かりやすい作成の手引きを取りまとめること。	○	－	○		○		○		○		○	
9			手引きには、当事者向けの作成のポイントや記載の留意点、当事者が養育計画を作成する際に必要な支援、協力自治体等が最適な情報提供を実施するための参考事項を盛り込むこと。そのための具体的な提案がされていること。	－	8	－		－		－		－		－	
10	業務実施体制		研究担当者として望ましいと考えられる者及びその理由の提案がされていること。	－	10	－		－		－		－		－	
11			業務の遂行に当たる作業人員が、十分な知識、スキル及び豊富な経験を有していることが具体的に示されていること。	－	6	－		－		－		－		－	
12			本業務の目的を達成するため効果的かつ効率的な体制が組まれていること。	○	－	○		○		○		○		○	
13			法務省と随時打合せ可能な連絡担当者が配置されていること。	○	－	○		○		○		○		○	
14	実施スケジュール等		調査手法、日程等に無理がなく、実現性があること。	○	－	○		○		○		○		○	
15			業務の目的を達成するため、報告書の校正期間等を含め、計画的かつ効率的な提案がされていること。	－	4	－		－		－		－		－	
16	調査実施能力		過去に、離婚等の家族問題に関する社会調査を行った経験があり、その経験を踏まえた提案がされていること。	－	6	－		－		－		－		－	
17			調査研究は、受注者並びに研究代表者及び協力研究者による合議体によって行い、受注者は合議体の事務局の役割をになうこと。離婚問題に関する社会調査や行動科学分野の研究について知見のある学識経験者、実務家等と連携を図ることができること。	－	6	－		－		－		－		－	
18	機密保持		業務上知り得た情報を第三者に開示しないこと、漏えいするおそれのある一切の行為をしないこと、本業務以外の目的では利用しないことが明確にされていること。	○	－	○		○		○		○		○	
19	知的財産権の帰属等		本業務に係る作業により作成する成果物について、著作権法に基づく対応や権利侵害の紛争等が生じた場合の処理について理解していること。	○	－	○		○		○		○		○	
20	ワーク・ライフ・バランスの推進		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業） ・1段階目（※①） 4点 ・2段階目（※①） 6点 ・3段階目 8点 ・プラチナえるぼし 10点 ・行動計画（※②） 2点 ※① 労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 ※② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業） ・くるみん（旧基準）（※③） 4点 ・くるみん（新基準）（※④） 6点 ・プラチナくるみん 8点 ※③ 旧くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）。 ※④ 新くるみん認定（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）。 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ・ユースエール認定 8点 （複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う）	－	10	－		－		－		－		－	
21	賃金引上げの実施を表明した企業等に関する事項		・(1)又は(2)に該当する事業者 10点 (1)令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度（又は令和6年以降の暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している企業（大企業） (2)令和6年4月以降に開始する入札者の事業年度（又は令和6年以降の暦年）において、対前年度（又は対前年）比で給与総額を1．5%以上増加させる旨、従業員に表明している企業（中小企業等）	－	10	－		－		－		－		－	
	合計		基礎点 加点	100	100										

平均点 →	基礎点	100
基礎点＋加点→	加点	
	技術点	

合格